

喜多方市事業復活応援交付金 Q & A

NO.	種類	質問内容
		回答内容
1	対象事業所	<p>令和3年4月から6月に申請受付をしていた「喜多方市中小事業者応援一時金」の交付を受けたが、重複して交付を受けることは可能か。</p> <p>売上減少率等の交付要件を満たせば、重複して交付を受けることができます。</p>
2	対象事業所	<p>国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」の給付を受けたが、交付の対象となるか。</p> <p>国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」と「喜多方市事業復活応援交付金」は対象月がことなるため、重複して交付を受けることができます。</p>
3	対象事業所	<p>国の「事業復活支援金」の給付を受けたまたは、受ける予定だが、交付の対象となるか。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けたにもかかわらず、国の「事業復活支援金」の交付対象とならない事業者を対象としているため、国の「事業復活支援金」の交付を受けた、または今後交付を受ける予定の事業者は重複して交付を受けることはできません。</p>
4	対象事業所	<p>協同組合等の組合組織は交付の対象となるか。</p> <p>構成員のための組織であり事業所ではないので、交付の対象にはなりません。</p>
5	対象事業所	<p>県外に本社があり、喜多方市内に支社がある場合は、交付の対象となるか。また、対象となる場合、支社長名での申請は可能か。</p> <p>支社が市内に所在し、支社で法人税申告をされていれば支社長名での申請は可能です。本社で支社分も含めて申告している場合は、市内にある支社分のみの売上が確認できる場合のみ、法人の代表者名(本社)で申請することとなります。</p>
6	対象事業所	<p>市外にも店舗を設置している法人の場合、比較する売上には市外店舗の売上も含めるのか。</p> <p>市内店舗の売上のみ比較対象となります(市外店舗の売上は比較対象外)ので、売上台帳等が市内店舗以外の売上を含む場合は、市内店舗の売上のみ比較できる書類の添付が必要となります。</p>
7	対象事業所	<p>ここ数年活動実績がなく、確定申告を行っていない場合は交付の対象となるか。</p> <p>活動実績がない場合は、事業実体がないものとみなすため交付の対象なりません。また、所得税または住民税の事業所得申告をしていない場合も申請できません。</p>
8	対象事業所	<p>フリーランスも交付の対象となるか。</p> <p>営業申告をしている場合は、交付の対象となります。雑所得で申告している場合は、他に事業の実体を確認できる書類が必要となります。</p>
		<p>令和3年1月をもって法人を解散し、令和3年2月から個人事業主となった場合の申請方法はどのようになるのか。</p>

喜多方市事業復活応援交付金 Q & A

NO.	種類	質問内容
		回答内容
9	対象事業所	<p>個人事業主として申請することとなりますが、原則令和3年分の申告をしてから申請してください。</p> <p>ただし、特段の事情により令和3年分の申告前に申請が必要である場合は、別途商工課までお問合せください。</p>
10	対象事業所	<p>令和3年3月以降に開業した場合は、交付の対象となるか。</p> <p>令和3年2月までに開業していないと売り上げ比較ができないので交付対象となりません。令和3年2月までに開業し、申請日時点において市内に事務所または事業所が設置され、事業を継続している事業者が対象となります。</p>
11	実体確認	<p>個人事業主の場合、事業の実体はどのように証明すればよいか。</p> <p>所得税または住民税の申告書の控えに加え、営業許可証（有効期間内のもの）、事業所名義の水道・電気の検針票や領収書、事業所名義の領収書等の写し、ホームページ等の写しなどのいずれか一点を添付してください。</p>
12	実体確認	<p>公的機関から発行された営業許可証があれば、事業の実体を確認できる書類がなくてもよいか。</p> <p>公的機関から発行された営業許可証（有効期間内のもの）は、事業の実体を確認できる書類として有効であるため、他に事業の実体を確認できる書類の添付は不要です。</p>
13	実体確認	<p>理容所を経営しているが、営業許可を受けた時と現在で店舗の名称が異なっている場合、どのような書類を添付すればよいか。</p> <p>旧名称の営業許可証と、現在の名称での事業の実体を確認できる書類の双方を添付してください。</p>
14	売上比較	<p>売上減少率が10%以上あれば、比較する売上金額が少額でも申請可能か。</p> <p>比較する売上金額に下限はありませんが、売上減少率が10%以上であることに加え、売上減少額が2万円以上である必要があります。</p>
15	売上比較	<p>事業所得と不動産所得がある場合、比較する売上は合算するのか。</p> <p>売上の合算はできませんので、どちらか一方の所得にかかる売上と比較してください。</p>
16	売上比較	<p>売上台帳と申告書など、異なる書類をもって売上を比較することは可能か。</p> <p>可能です。売上台帳と申告書の中で月別売上が確認できる部分の2種類で比較しても構いません。</p>

喜多方市事業復活応援交付金 Q & A

NO.	種類	質 問 内 容 回 答 内 容
17	売上比較	<p>申請書（請求書）に添付する売上台帳は、比較する年月の分のみでよいか。</p> <p>比較する年月の分のみで構いません。市で用意する売上台帳様式についても同様です。</p>
18	添付書類	<p>個人事業主であるが、親から事業を引き継いだため、直近の申告書が親の名義になっている場合、申請することは可能か。</p> <p>直近の申告書（親名義の場合も想定される）の写し及び事業を引き継いだことがわかる書類を申請書（請求書）に添付してください。</p>
19	添付書類	<p>令和3年2月に開業したため、直近の申告書がない場合は、どのような書類を添付したらよいか。</p> <p>法人の場合は、決算後に申請となりますが、令和4年4月28日までに申告書が間に合わない場合は、履歴事項全部証明書（法人登記）の写しを申告書の写しの代わりに添付してください。</p> <p>個人事業主の場合は、令和3年分の申告をしてから申請してください。</p> <p>ただし、特段の事情により令和3年分の申告前に交付金の申請が必要である場合は、別途商工課にお問合せください。</p>
20	添付書類	<p>個人事業主であるが、申告書の控えを紛失してしまった場合は、どのようにしたらよいか。</p> <p>所得税の確定申告書の場合は税務署へ、住民税申告書の場合は申告をした市税務課または各総合支所住民課税務担当へご相談ください。</p>
21	添付書類	<p>電子申告により申告書の控えがない場合は、どのようにしたらよいか。</p> <p>送信前の申告書の写しと送信一覧表など、申告の事実が確認できる書類を添付してください。</p>
22	添付書類	<p>個人事業主であるが、売上が比較できる書類について、特に帳簿等で管理していない場合は、どのような書類を添付したらよいか。</p> <p>帳簿等がない場合は、市で用意した「売上台帳様式」に売上を記載し、添付してください。</p> <p>また、青色申告している事業者については、青色申告決算書で月別の売上を確認することができます。</p>
		<p>いわゆる一人親方で、給与所得で申告している場合は、事業の実体が確認できる書類としてどのような書類を添付したらよいか。</p>

喜多方市事業復活応援交付金 Q & A

NO.	種類	質問内容
		回答内容
23	添付書類	委託先事業所から受託していることがわかる書類（源泉徴収票、契約書、支払明細書等）により確認することとなります。それらが無い場合は、市で用意した「一人親方申立書」に発注元を記入し、添付してください。
24	添付書類	通帳の写しを添付することとなっているが、どの部分の写しを添付したらよいか。
		通帳の表紙（氏名の漢字表記が確認できること）及び見開き1ページ目（口座名義、金融機関名、支店名、口座番号が確認できること）の写しを添付してください。
25	添付書類	個人事業主であるが、通帳は事業所名義のものでも構わないか。
		個人事業主の場合は代表者名（個人名）で申請することとなり、事業所名義の通帳の場合、申請者（請求者）名と口座名義が一致しないこととなるため、個人名義の通帳である必要があります。
26	その他	申請から交付金の入金まで、どの程度の日数がかかるのか。
		概ね2週間程度で入金になる予定です。 なお、別途振込予定日を記載した交付決定通知書を送付しますので、そちらでご確認ください。
27	その他	個人事業主に代わり、代理人（家族に限る）が申請することは可能か。
		申請者（請求者）の印鑑と身分証明書として、運転免許証、マイナンバーカード（※顔写真がない場合は、健康保険証、通帳または上下水道の検針票・領収書等から2点）の写しを添付してください。 代理人については、代理人ご本人の顔写真のある運転免許証などの原本提示が必要となります。
28	その他	法人の代表者に代わり、従業員等が代理で申請することは可能か。
		可能です。申請書（請求書）に代表者印があれば委任されたものとみなし、代理人の本人確認は省略して構いません。
29	対象事業所	個人で小売業を営んでいるが、農業収入もあるため申請できないのか。
		農業以外の事業の部分について所得税確定申告または住民税申告を行っており、交付要件を満たしていれば対象となります。
30	対象事業	農業以外の事業とはどのような事業ですか。
		例えば、自分の店舗で農産物や加工品を販売したり、農泊を営んでいる場合などです。出荷のみや農産物直売所等での販売、イベント等で販売しているだけでは対象となりません。

喜多方市事業復活応援交付金 Q & A

NO.	種類	質 問 内 容
		回 答 内 容
31	対象事業	飲食店等に農産物を卸していますが、対象になりますか。
		飲食店等との契約書、発注依頼書や領収書等の確認できる書類で判断します。ただし契約者が所得税確定申告または住民税申告を行なっていることが条件です。
32	対象事業	飲食業と不動産業を営んでいますが、いずれかの事業の減少が要件を満たせば、対象になりますか。それとも合算で判断するのでしょうか。
		いずれかの事業の売上の減少が要件を満たせば、対象になります。（事業所得と不動産所得は、申告書で確認できます。）
33	対象事業	小売業と卸業を営んでいますが、いずれかの事業の減少が要件を満たせば、対象になりますか。
		いずれも営業所得になり申告書だけでは判断できませんが、事業ごとの帳簿等で要件を満たすことが確認できれば、対象になります。
34	対象事業所	個人で不動産業を、法人として飲食業を営んでいますが、それぞれ、売上の減少が要件を満たします。この場合は、それぞれに申請が可能でしょうか。
		個人と法人は別人格ですので、それぞれに申請が可能です。

喜多方市事業復活応援交付金 Q & A

NO.	種類	質問内容